

## **八碁連内規（活動項目別）**

令和5年3月12日

### **研修部のあり方について**

- (1) 点数制を採用する。
- (2) 研修部の在籍は五段位までとする。
- (3) 段級の昇格は年2回の研修部囲碁大会優勝者とする。
- (4) 研修部囲碁大会は八碁連主催の大会とする。  
要請に基づいて理事会から競技委員を出す。また、賞状及び賞品を出す。
- (5) 理事会と研修部の連携を密にするため、業務委嘱者を置く。

### **八王子市子ども囲碁大会について**

平成24年度第1回を開催。毎年1回開催する。  
参加費は無料とする。

### **活きいき囲碁大会について**

- (1) 参加者16名以上のクラスでの優勝者が昇格する、これを八碁連囲碁大会・研修部囲碁大会にも当てはめる。ただし、地区タイトル囲碁大会は除く。
- (2) 外部の優勝者は昇段し出場できることとして、制限はしない。  
非会員の参加費を1,200円とする。(会員は1,000円)
- (3) 賞状は優勝者だけに、賞品は3位までが対象。
- (4) 大会終了後の碁盤、碁石、対局時計を次期地区担当者に引き渡す時は、予め前期から引き継いだノートに記載して引き継ぐ。
- (5) 賞状は原則として大会当日に各組優勝者に授与する。賞状の記名は当該地区で行なう。用紙は、A4判を使用。この際、優勝者の段級位は昇格後の段級位を記入する。
- (6) 開催にあたり本部ならびに他の同好会より競技の運営をお願いした場合、謝礼(商品券:1,000円目安)を出す。
- (7) 活きいき地区大会で赤字を出した場合、本部会計よりの補助はしない。

### **同好会対抗団体囲碁大会について**

- (1) 参加者は、原則として地区同好会のチーム対抗とする。
- (2) 賞状は、優勝チームのみ、賞品は3位までとする。別途、全勝など個人賞

も設定できるものとする。

### **タイトル囲碁大会について**

- (1) 参加者は、地区同好会の前期及び後期のタイトルを獲得した会員とする。
- (2) 名人、王座及び天狗のタイトルについては、優勝者が参加できないとき、予め届出のあった準優勝者の参加を認める。
- (3) 賞状は一位のみ、賞品は3位までとする。
- (4) 地区同好会でのタイトル獲得者選抜方法は、原則として名人はリーグ戦、王座および天狗はトーナメントで行う。

### **女性囲碁大会について**

- (1) 参加者は、八王子に在住、在勤、在学する者とする。
- (2) 賞状は、優勝のみ、賞品は3位までとする。
- (3) 参加費は、大人1,000円、高校生以下500円とする。

### **本部主催の囲碁大会について**

本部主催の囲碁大会（八碁連囲碁大会、同好会対抗団体囲碁大会、タイトル囲碁大会、研修部囲碁大会）の参加資格は会員であること。  
参加費は1,000円とする。

### **八王子市民文化祭囲碁大会について**

毎年11月3日に八王子市民文化祭の一環として開催される囲碁大会は、八碁連の主管とし、賞状は（B4判）八王子市長名で各優勝者のみ、賞品は各組三位まで八碁連が出す。（賞状は予め市から公印を押してもらう）参加費は1,000円、高校生以下500円とする。

### **会計について**

総会が年度終了前に行われるため、会計上の年度内締切は2月15日迄とし、以降の入出金は翌年度に繰り越す。会計監査は年度末に実施するものとする。

その他以下のように実施する。

支出部の経費科目は、事務費、運営費、備品費、本部大会経費、市民囲碁大会経費、八王子文化連盟活動経費、案内人活動経費、多摩対抗戦経費、その他

(特別事業経費など) とする。会計資料は 5 年間保管するものとする。

## 段級位に関すること

- (1) 段級位並びに昇格は八碁連の規約により、他の団体の段級位は用いない。
- (2) 圏碁大会で昇格した者が旧段・級で対局した時は失格とする。
- (3) 互先のときは 6 目半のコミ出し、置碁は 7 子までとする。

## 会員名簿の作成時期について

会員名簿は毎年 4 月 1 日付けで作成する。その名簿を基に本部会費の納入を要請する。名簿記載数と会費納入者数の一致を原則とする。

年度の途中で入退者があった場合は、地区同好会会长からの報告を基に処理する。

## 謝礼および慶弔見舞い等について

- (1) 相談役、技術顧問、および指導員、業務委嘱者、理事が退任する際は、永年の功績に対し謝礼文を添えて記念品を贈呈する。記念品はその都度理事会で決める。
- (2) 慶事は、特に設けない。弔事は、歴代の八碁連会長、相談役、地区同好会会长(現職)の死亡時に八碁連会長名で弔電を贈るほか会報に掲載して弔意を表する。
- (3) 中元、お歳暮について、技術顧問、業務委嘱者等については、日頃の労苦に報いるために 7 月(中元)と 12 月(お歳暮)に物品を贈ることとし、その額および物品は理事会で決める。

## 広報について

- (1) 広報活動の一環として、「八碁連だより」を毎月月末の土曜日に発行するものとし、その日付けは翌月の 1 日とする。用紙は A4 判とする。会員相互の交流を深めるため、記事は各種大会の案内やその結果報告または理事会その他の活動報告を主とする。巻頭言など寄稿を依頼したときは、寄稿者に謝礼として商品券を贈る。
- (2) 対外及び対内的な広報活動として「八碁連 Web サイト」(ホームページ)を設ける。URL は「<https://hachigoren.com>」とする。

## **日本棋院、八王子市等の後援について**

八碁連主催の各種囲碁大会については、大会の品位向上のため公益財団法人日本棋院、八王子市、八王子市教育委員会の後援を毎年受けるものとする。特に八碁連囲碁大会（三段以上・二段以下）、タイトル囲碁大会については、予めB4判賞状用紙を持参の上、日本棋院理事長の公印をもらっておく。

## **東浅川保健福祉センターとの関連事項について**

- (1) 使用料について、五大会（八碁連囲碁大会三段以上・同二段以下・棋聖大賞囲碁大会・タイトル囲碁大会・研修部囲碁大会）は減免扱いとし、子ども囲碁大会、級位認定囲碁大会は有料となる。東浅川保健福祉センターの年間行事計画の中に入れる。
- (2) 総会については、現在のところ60歳以上で構成されているので減免扱いとなる。
- (3) 研修部は、60歳以上は減免扱いとし、60歳未満は有料となる。名簿の提出は八王子囲碁連盟の名で60歳以上と未満に分けて提出する。

## **地区同好会における青少年育成案内人の養成について**

- (1) 各地区同好会に青少年育成案内人を置き、入門者への指導を行なう。
- (2) 地区同好会の青少年育成案内人養成講習会を開催する。

## **総会関連事項について**

- (1) 総会の議長は前年度の会長がその任に当たる。
- (2) 会計監査は前年度会計担当が当該年度の理事である場合、前年度の会長がこれを行う。

## **その他**

- (1) 高齢者の入門コースと初心者教室を継続し、その会員募集については市広報に掲載する。会員は毎月100円の会費を八碁連に納入し、八碁連より広報を配る。また、八碁連大会に参加でき、生きいき大会の参加費は八碁連会員と同じとする。
- (2) 八段位に昇格した会員は、定例総会にて記念品を贈呈して祝す。
- (3) 八碁連会長は、八王子文化連盟への理事を指名する。